

資料編

○鳥取県内図書館一覧	… 1
○子どもの読書活動をめぐる国と本県の動き	… 2
○子どもの読書活動の推進に関する法律	… 5
○子どもの読書活動の推進に関する法律に対する附帯決議	… 6
○文字・活字文化振興法	… 7
○視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律	… 9
○令和5年度子どもの読書活動に関するアンケート調査結果	…12

鳥取県内図書館一覧

公立図書館

令和 6 年 4 月 1 日現在

図書館名	郵便番号	所在地	電話番号	F A X 番号
鳥取県立図書館	680-0017	鳥取市尚徳町 101	0857-26-8155	0857-22-2996
鳥取市立中央図書館	680-0845	鳥取市富安 2 丁目 138-4	0857-27-5182	0857-27-5192
鳥取市立用瀬図書館	689-1201	鳥取市用瀬町用瀬 832	0858-87-2702	0858-87-2732
鳥取市立気高図書館	689-0334	鳥取市気高町北浜 3 丁目 121-6	0857-37-6036	0857-37-6037
米子市立図書館	683-0822	米子市中町 8	0859-22-2612	0859-22-2637
倉吉市立図書館	682-0816	倉吉市駄経寺町 187-1	0858-47-1183	0858-47-1180
倉吉市立せきがね図書館	682-0402	倉吉市関金町大鳥居 193-1	0858-45-2523	0858-45-2521
境港市民図書館	684-0033	境港市上道町 3000	0859-47-1099	0859-47-1111
岩美町立図書館	681-0003	岩美町浦富 1038-6	0857-72-0510	0857-73-1440
八頭町立郡家図書館	680-0463	八頭町宮谷 256-4	0858-72-6660	0858-72-6661
八頭町立船岡図書館	680-0471	八頭町船岡 539-1	0858-72-3970	0858-72-0813
八頭町立八東図書館	680-0601	八頭町北山 48-1	0858-84-6622	0858-84-6623
若桜町立わかさ生涯学習情報館	680-0701	若桜町若桜 751	0858-82-6860	0858-82-6861
ちえの森ちづ図書館	689-1402	智頭町智頭 2090-1	0858-75-4123	0858-71-0036
湯梨浜町立図書館	689-0714	湯梨浜町龍島 497	0858-48-6012	0858-32-2210
町立みささ図書館	682-0195	三朝町大字大瀬 999-2	0858-43-1145	0858-43-1343
北栄町図書館	689-2221	北栄町由良宿 803-1	0858-37-5515	0858-37-5514
北栄町図書館北条分室	689-2111	北栄町土下 112	0858-36-3219	0858-36-5562
琴浦町図書館	689-2303	琴浦町徳万 266-5	0858-52-1115	0858-52-1155
琴浦町図書館赤碕分館	689-2501	琴浦町赤碕 1140-1	0858-55-7547	0858-55-7534
南部町立法勝寺図書館	683-0351	南部町法勝寺 341	0859-66-4463	0859-46-0871
南部町立天萬図書館	683-0201	南部町天萬 558	0859-64-3791	0859-64-3795
日吉津村図書館	689-3553	日吉津村日吉津 930	0859-27-0204	0859-27-0624
大山町立図書館	689-3111	大山町赤坂 766-1	0858-49-3010	0858-49-3011
大山町立図書館大山分館	689-3332	大山町末長 269-1	0859-53-3003	0859-53-3015
大山町立図書館名和分館	689-3211	大山町御来屋 263-1	0859-54-2688	0859-54-5215
伯耆町溝口図書館	689-4292	伯耆町溝口 652-1	0859-62-0717	0859-63-0075
伯耆町岸本図書館	689-4133	伯耆町吉長 49	0859-68-3605	0859-39-8017
日南町図書館	689-5212	日南町霞 785	0859-77-1112	0859-77-1114
日野町図書館	689-4503	日野町根雨 129-1	0859-72-1300	0859-72-1320
江府町立図書館	689-4401	江府町江尾 1944-2	0859-75-2005	0859-75-3942

大学・高等専門学校図書館

図書館名	郵便番号	所在地	電話番号	F A X 番号
鳥取大学附属図書館	680-8554	鳥取市湖山町南 4-101	0857-31-5672	0857-28-6346
鳥取大学医学図書館	683-8503	米子市西町 86	0859-38-6462	0859-38-6469
公立鳥取環境大学 情報メディアセンター	689-1111	鳥取市若葉台北 1 丁目 1-1	0857-38-6730	0857-38-6734
鳥取看護大学・ 鳥取短期大学付属図書館	682-8555	倉吉市福庭 854	0858-26-9121	0858-26-9121
米子工業高等専門学校 図書館	683-8502	米子市彦名町 4448	0859-24-5028	0859-24-5269

点字図書館

図書館名	郵便番号	所在地	電話番号	F A X 番号
鳥取県ライトハウス点字図書館	683-0001	米子市皆生温泉 3-18-3	0859-22-7655	0859-22-7688

子どもの読書活動をめぐる国と本県の動き

年 月	国の動き	県の動き
平成 9 年度		一斉読書の推進を開始
平成 10 年度～ 14 年度		司書教諭資格者を養成（400 名）
平成 11 年 8 月	参議院「子ども読書年に関する決議」 ・平成 12 年（西暦 2000 年）を「子ども読書年」とする	
平成 12 年 1 月	国際子ども図書館の設立	
平成 13 年度～		・司書教諭を発令（県立高等学校） ・ブックスタートを導入 （平成 21 年度には実施率 100%を達成）
平成 13 年 12 月	「子どもの読書活動の推進に関する法律」の公布・施行 ・4 月 23 日を「子ども読書の日」と定める	
平成 14 年度～ 18 年度		県立高等学校に学校司書（正職員）を配置
平成 14 年 8 月	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」閣議決定	
平成 15 年度～		すべての公立小中学校へ司書教諭を配置
平成 16 年度～		司書教諭を発令（県立特別支援学校）
平成 16 年 4 月		「鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン」を策定
平成 17 年 7 月	「文字・活字文化振興法」の施行	
平成 18 年 3 月		「鳥取県立図書館の目指す図書館像」を策定
平成 19 年 6 月	「学校教育法」の改正 ・「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。」 （第 21 条第 5 項）	
平成 20 年 3 月	- 学習指導要領の告示（小学校・中学校） - 各教科等における児童生徒の言語活動の充実 - 学校図書館の計画的な利用と読書活動の充実 - 幼稚園教育要領の告示 - 保育所保育指針の告示 - 第二次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」閣議決定	
平成 20 年 6 月	- 衆議院・参議院「国民読書年に関する決議」 ・平成 22 年を「国民読書年」とする ・「図書館法」の改正 ・学習成果を活用して行う教育活動の機会の提供 ・司書及び司書補の資格要件の見直し ・文部科学大臣及び都道府県教育委員会による司書等の資質向上のために必要な研修の実施	
平成 21 年 3 月	- 学習指導要領の告示（高等学校、特別支援学校小・中学部） ・各教科等における児童生徒の言語活動の充実 ・学校図書館の計画的な利用と読書活動の充実	・「鳥取県教育振興基本計画」（平成 21 年度～平成 25 年度）の策定 ・第 2 次「鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン（第 2 次計画）」を策定
平成 23 年度		「鳥取県子ども読書アドバイザー」制度の開始
平成 25 年 3 月		「鳥取県立図書館の目指す図書館像」の改定（第 1 次改定）
平成 25 年 5 月	第三次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」閣議決定	

年 月	国の動き	県の動き
平成 26 年 3 月		「鳥取県教育振興基本計画」（平成 26 年度～平成 30 年度）の策定 「鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン（第 3 次計画）」を策定
平成 26 年 4 月	幼保連携型認定こども園教育・保育要領の告示	
平成 26 年 6 月	「学校図書館法」の改正 - 学校図書館の職務に従事する職員（学校司書）の配置 - 国及び地方公共団体による学校司書への研修の実施	
平成 27 年 4 月		「学校図書館支援センター」を設置(県立図書館内)
平成 27 年 6 月		市町村立図書館設置率 100%を達成
平成 28 年 3 月		「とっとり学校図書館活用教育推進ビジョン」の策定 「学校図書館活用ハンドブック」の策定
平成 28 年 11 月	「学校図書館ガイドライン」の策定	
平成 29 年 3 月	- 学校指導要領の告示（小学校・中学校） - 学校図書館の計画的な利用と読書活動の充実 - 幼稚園教育要領の告示 - 保育所保育指針の告示 - 幼保連携型認定こども園教育・保育要領の告示 - 絵本や物語に親しむ活動の推進	
平成 29 年 4 月	- 特別支援学校幼稚部教育要領の告示 - 絵本や物語に親しむ活動の推進 - 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の告示 - 各教科等における児童生徒の言語活動の充実 - 学校図書館の計画的な利用と読書活動の充実	
平成 30 年 3 月	学習指導要領の告示（高等学校） - 各教科等における児童生徒の言語活動の充実 - 学校図書館の計画的な利用と読書活動の充実	「鳥取県立図書館の目指す図書館像」の改定（第 2 次改定）
平成 30 年 4 月	第四次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」閣議決定	
平成 31 年 3 月		「鳥取県教育振興基本計画」（平成 31（2019）年度から 2023 年度）の策定
令和元年 6 月	「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」※1（通称：読書バリアフリー法）の公布・施行	
令和 3 年 2 月		「鳥取県学校教育情報化推進計画」の策定
令和 3 年 3 月		「鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画」※4(通称：鳥取県読書バリアフリー計画)の策定
令和 4 年 1 月	第 6 次「学校図書館整備等 5 か年計画」※2 の策定	
令和 4 年 3 月		「とっとり学校図書館活用教育推進ビジョン」※5 の改訂
令和 5 年 3 月	第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」※3 閣議決定	「鳥取県立図書館の目指す図書館像」の改訂（第 3 次改訂） 「学校図書館活用ハンドブック」の改訂
令和 5 年 4 月	「子ども基本法」の施行	
令和 6 年 3 月		「鳥取県教育振興基本計画」（2024 年度～2028 年度）の策定 「鳥取県学校教育 DX 推進計画」（令和 6 年度～9 年度）※6 の策定

(国の動き)

※1 〈視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律〉

令和元年6月には、視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等の障がいにより、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障がいの有無に関わらずすべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的として、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（通称：読書バリアフリー法）が公布・施行されました。

また、令和2年7月、同法第7条に基づき、施策の一層の充実を図るため、令和2年度から令和6年度を対象期間とする「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」が策定されました。

※2 〈第6次「学校図書館整備等5か年計画」〉

令和4年1月、国は、令和4年度から令和8年度を対象期間とする「第6次学校図書館整備等5か年計画」を策定しました。同計画は、すべての公立小中学校等において、「学校図書館図書標準」（平成5年3月29日付け文部省初等中等教育局長決定）の達成を目指すとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞の複数紙配備及び学校司書の配置拡充を図ることとされています。

※3 〈第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」〉

令和5年3月、国は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）第8条第1項の規定に基づき、第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第5次計画）を策定しました。すべての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、「不読率の低減」、「多様な子どもたちの読書機会の確保」、「デジタル社会に対応した読書環境の整備」、「子どもの視点に立った読書活動の推進」にも考慮しながら、社会全体で子どもの読書活動を推進する必要があるとしています。

(県の動き)

※4 〈鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画〉

読書バリアフリー法第8条第1項の規定に基づき、令和3年3月に全国に先駆けて、「鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画」（通称：鳥取県読書バリアフリー計画）を策定しました。「アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供」、「アクセシブルな書籍等の量的拡充・質の向上」、「視覚障がい者等の障がいの種類・程度に応じた配慮」を基本的な方針として、県立図書館、市町村立図書館及びライトハウス点字図書館等が連携を図り、視覚障がい者等の読書環境の整備を推進することが定められました。

※5 〈とっとり学校図書館活用教育推進ビジョン〉

平成28年度に策定した「とっとり学校図書館活用教育推進ビジョン」の基本的な考え方を引き継ぎつつ、ふるさとキャリア教育、GIGAスクール構想への対応等の新たな課題への取組を盛り込み、令和4年3月に改訂を行いました。

「とっとり学校図書館活用教育推進ビジョン」は、児童生徒の生きる力や主体的に学ぶ力の育成に向け、就学前から小・中・高校まで一貫した見通しをもった学校図書館活用教育を進める上での指針となるものです。

※6 〈鳥取県学校教育 DX 推進計画〉

鳥取県教育振興基本計画における教育 DX を戦略的に推進していくため、「学校教育の情報化の推進に関する法律」に基づき令和3年2月に策定した「鳥取県学校教育情報化推進計画」を改訂し、令和6年3月に「鳥取県学校教育 DX 推進計画」を策定しました。ICT を活用した教育環境の構築のために、探究的な学びの拠点となる学校図書館等の整備を進めること、情報活用能力育成と探究的な学びを支える司書教諭、図書館司書を養成するための研修機会の充実を図ること等を施策として示しています。

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日 法律第154号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

子どもの読書活動の推進に関する法律に対する附帯決議

(衆議院文部科学委員会における附帯決議)

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

文字・活字文化振興法

平成 17 年 7 月 29 日法律第 91 号

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

令和元年6月28日法律第49号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

(基本理念)

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。

三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針

二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

一点字図書館等から著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援

二視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第十八条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等)

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備)

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

(端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術の習得支援)

第十五 条国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

令和5年度 子どもの読書活動に関するアンケート調査結果

1 目的

「鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン第4次計画」の改訂に当たり、子どもの読書に関する実態と課題を把握し、今後の施策に生かすことを目的とする。

2 調査期間

令和6年1月26日から2月21日まで

3 調査対象（無作為抽出）

（1）年長児の保護者及び児童生徒

調査対象	年長児 保護者	小学3年生・ 義務教育学校 3年生	小学6年生・ 義務教育学校 6年生	中学3年生・ 義務教育学校 9年生	高校2年生	合計
有効回答数（人）	325	394	439	399	451	2,008

（2）幼稚園・認定こども園・保育所、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校

調査対象	幼稚園・ 認定こども園・ 保育所	小学校・ 義務教育学校	中学校・ 義務教育学校	高等学校	合計
有効回答数	28（園等）	32（校）	7（校）	15（校）	82

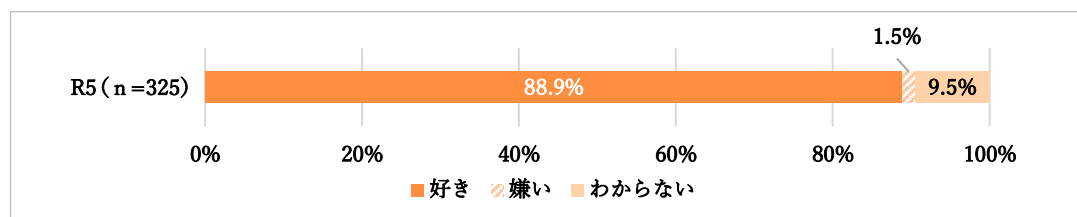
4 調査結果（抜粋）

【調査対象】年長児保護者

※ n は有効回答数

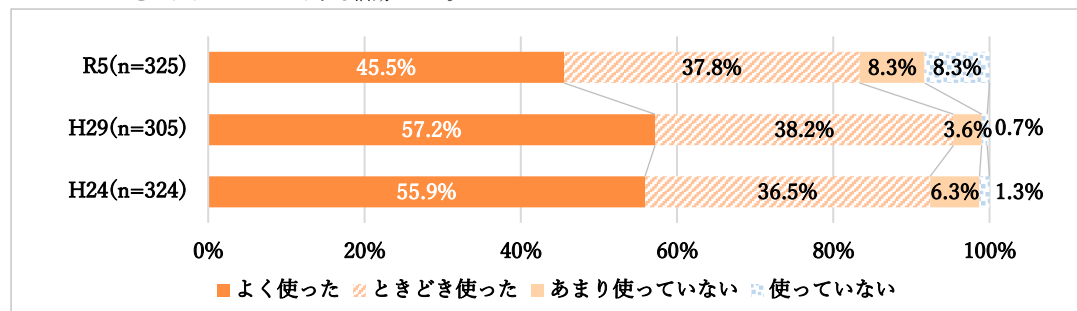
調査対象	年長児保護者
有効回答数（人）	325

問2 お子さんは本を読むこと（読んでもらうこと）が好きですか。（一つ選んでください）



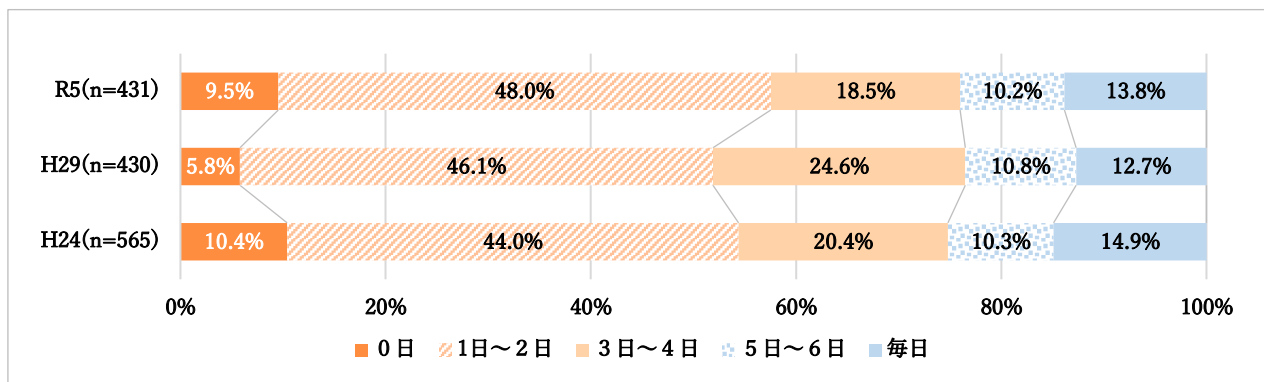
問3 ブックスタート、ブックセカンド事業（※）等で配られた絵本は、家庭で読み聞かせ等に活用されましたか。（一つ選んでください）

（※）「ブックスタート、ブックセカンド事業」とは、0歳児健診や3歳児健診などの機会に、読み聞かせ等の絵本を通じた「体験」と「絵本」をセットでプレゼントする活動のこと。



問4 令和5年4月から令和6年1月現在までの状況をお答えください。

ご家庭では、1週間にどれくらいお子さんに絵本などの読み聞かせをしたり、一緒に本を読んだりしますか。（一つ選んでください）



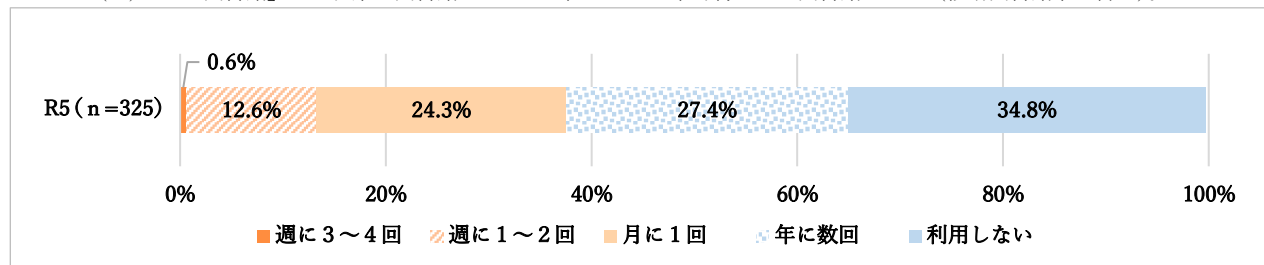
回答の割合が多い順（上位3位まで）（複数回答可）

	読み聞かせ等をする理由（n=294）	読み聞かせ等をしない理由(n=31)
1	読書は子どもの成長に役立つと思うから（70.4%）	仕事や家事で忙しいから（67.7%）
2	子どもが喜ぶから（71.8%）	子どもがテレビや動画を見る方が好きだから（41.9%）
3	本が好きになってほしいから（49.7%）	子どもが本を読んでほしいと言わないから（38.7%）

問7 令和5年4月から令和6年1月現在までの状況をお答えください。

あなたは、どれくらい公立図書館（※）に行きますか。（あてはまるものをすべて選んでください）

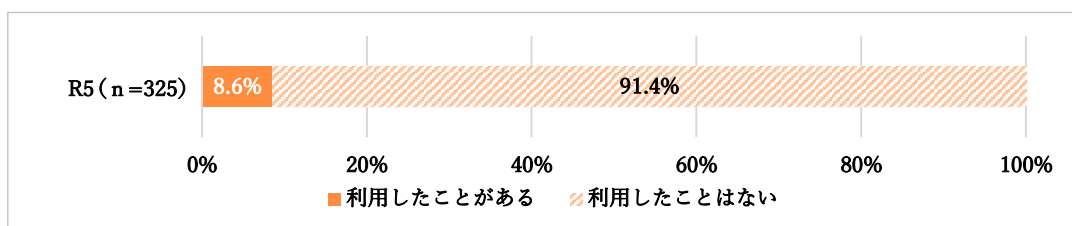
（※）「公立図書館」とは、県立図書館やあなたが住んでいる市町村にある図書館のこと（移動図書館車を含む）。



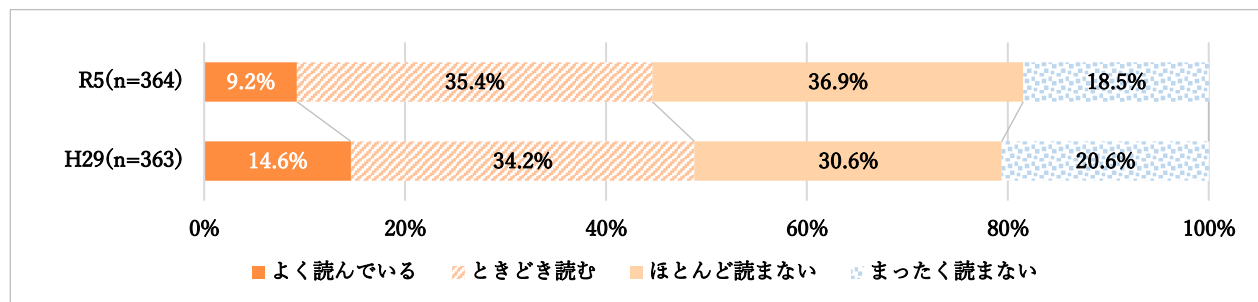
回答の割合が多い順（上位3位まで）（複数回答可）

	公立図書館に行く理由（n=212）	公立図書館に行かない理由(n=113)
1	無料で本を借りられるから（86.8%）	幼稚園・保育所・認定こども園で本を借りられるから（60.2%）
2	一度にたくさん本を借りることができるから（63.2%）	借りたり返したりするのが面倒だから（54.0%）
3	図書館には読みたい本があるから（34.4%）	家から遠いから（28.3%）

問 10 あなたは、今までにお子さんに読み聞かせをする際、紙の本の代わりに電子書籍を利用したことがありますか（YouTube 等で配信される本の読み聞かせ動画を見せることは含みません。）（あてはまるものを1つ選んでください）



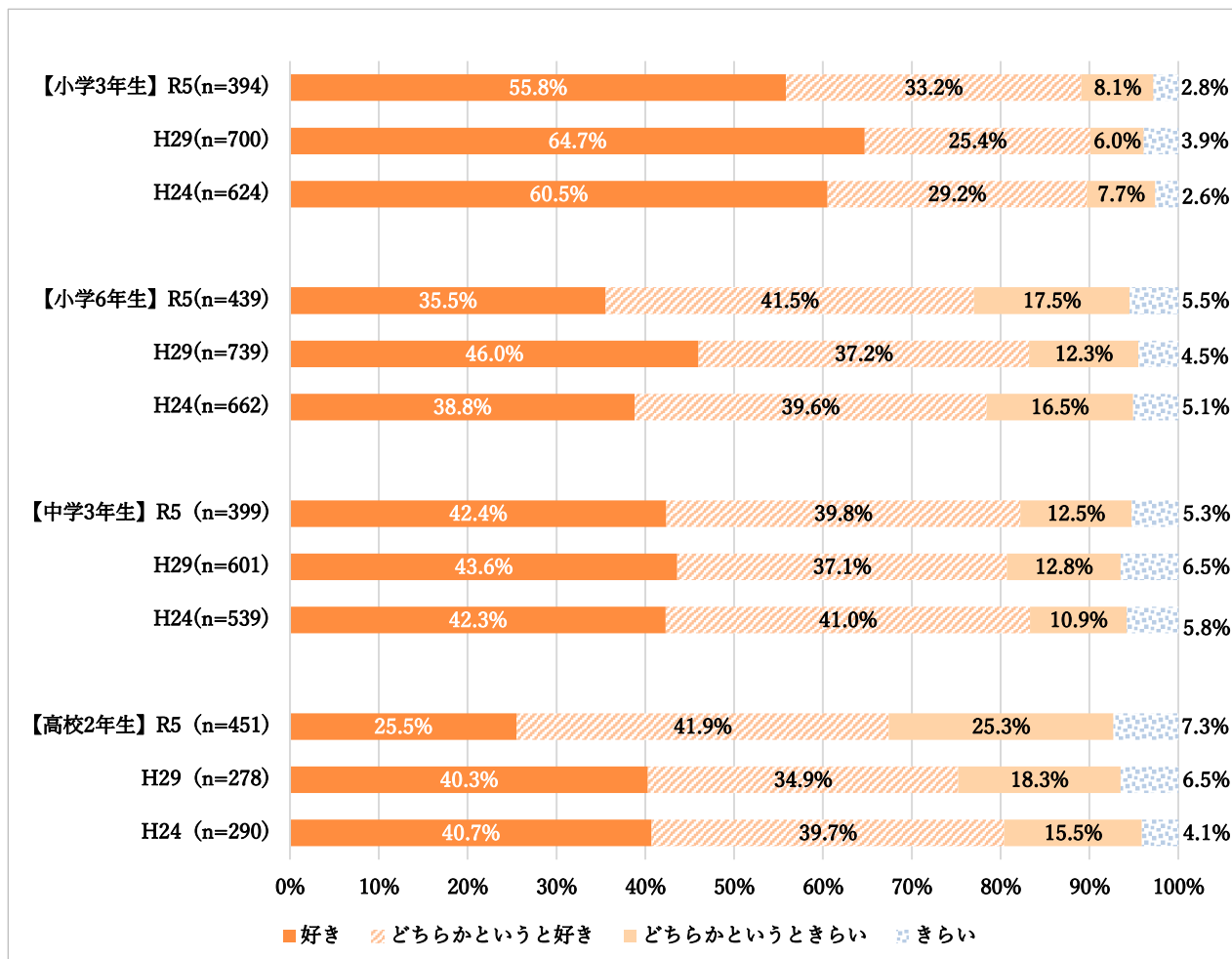
問 1 2 あなたはお子さんに読み聞かせをする以外に、自分自身で読書をしますか。（あてはまるものを1つ選んでください）



【調査対象】小学生・中学生・義務教育学校・高校生

調査対象	小学3年生・ 義務教育学校 3年生	小学6年生・ 義務教育学校 6年生	中学3年生・ 義務教育学校 9年生	高校2年生	合計
有効回答数（人）	394	439	399	451	1,683

問1 あなたは、読書が好きですか。（1つ選んでください）



問2 今の学年になってからのことを答えてください。

あなたは、どこにある本を一番読みますか。（1つ選んでください）

回答の割合が多い順（上位3位まで）

	小学3年生(n=394)	小学6年生(n=439)	中学3年生(n=399)	高校2年生(n=451)
1	学校図書館（64.2%）	学校図書館（57.6%）	自分の家（51.6%）	自分の家（55.4%）
2	自分の家（19.0%）	自分の家（26.2%）	学校図書館（26.1%）	学校図書館（16.6%）
3	公立図書館（7.9%）	公立図書館（7.5%）	読まない（8%）	読まない（16.2%）

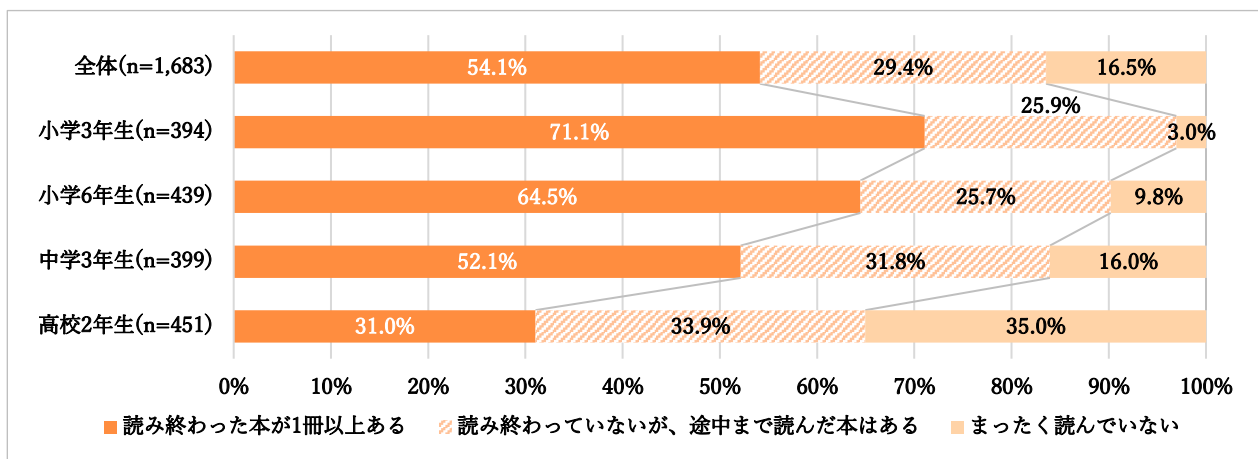
問4 今の学年になってからのことを教えてください。

あなたはどのように本を選んでいきますか。(1つ選んでください)

回答の割合が多い順(上位3位まで)(複数回答可)

	小学3年生(n=394)	小学6年生(n=439)	中学3年生(n=399)	高校2年生(n=451)
1	自分の好きな本 (89.1%)	自分の好きな本 (92.5%)	自分の好きな本 (89.5%)	自分の好きな本 (86.5%)
2	友だちにすすめられた 本(24.1%)	友だちにすすめられた 本(31.4%)	友だちにすすめられた 本(33.1%)	TikTokやインスタグ ラム等のSNSで話題 になった本(36.1%)
3	・図書館の人や図書室の 先生にすすめられた本 ・映画やドラマになった 本(いずれも14%)	映画やドラマになった 本(22.3%)	TikTokやインスタグ ラム等のSNSで話題 になった本(32.3%)	映画やドラマになった 本(23.1%)

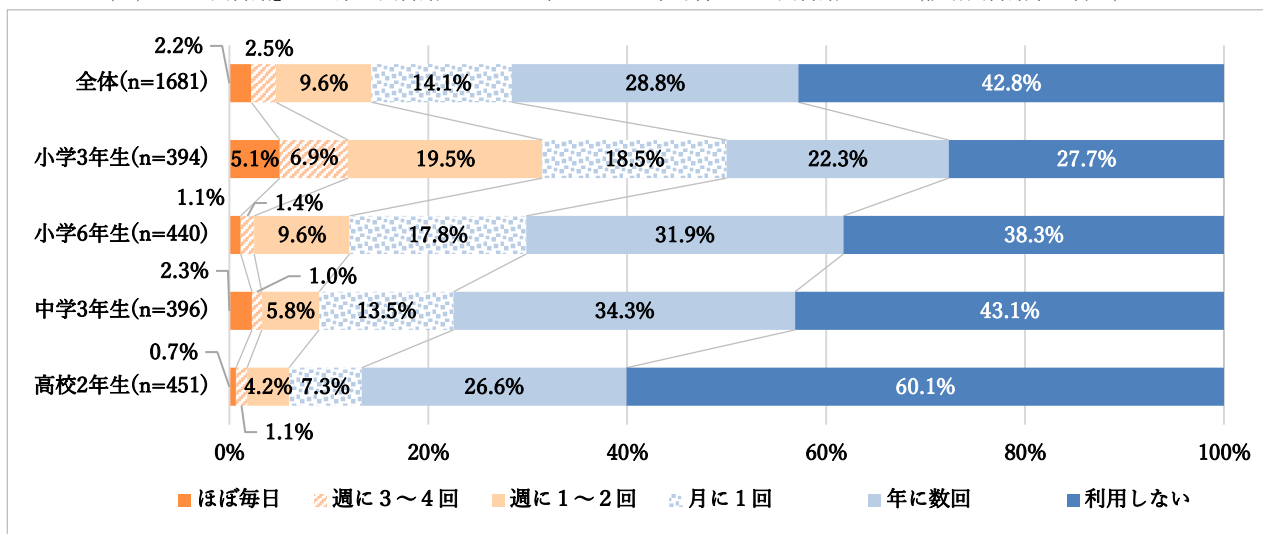
問6 あなたは、最近1ヶ月に本を読みましたか。(1つ選んでください)



問12 今の学年になってからのことを教えてください。

あなたは、公立図書館（※）にどれくらい行きますか。（1つ選んでください）

（※）「公立図書館」とは県立図書館やあなたが住んでいる市町村にある図書館のこと（移動図書館車も含む）



回答の割合が多い順（上位3位まで）（複数回答可）

【公立図書館に行く理由】

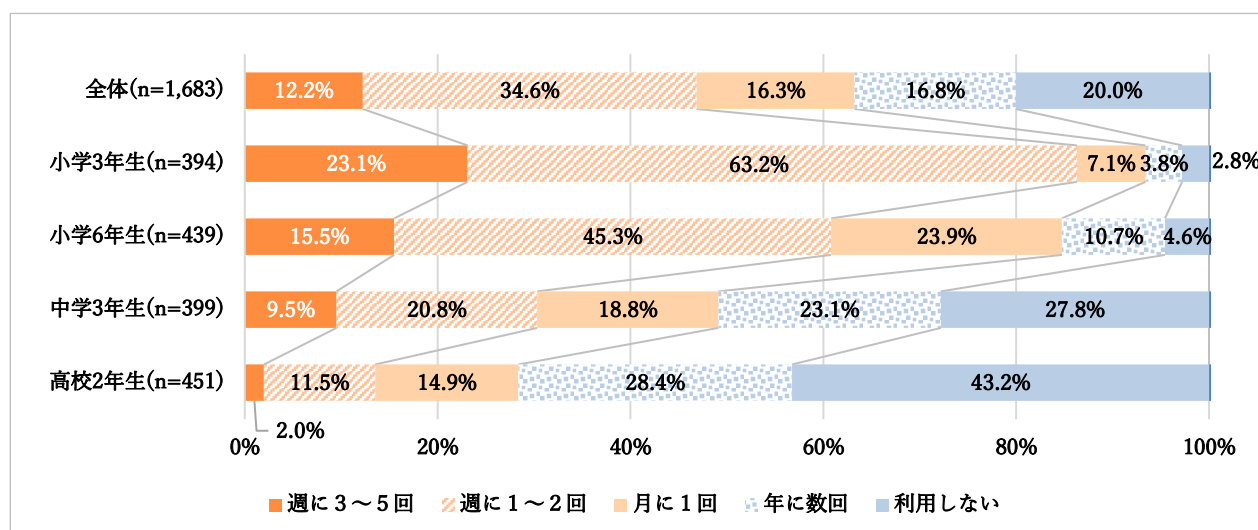
	小学3年生(n=285)	小学6年生(n=272)	中学3年生(n=224)	高校2年生(n=180)
1	図書館には読みたい本があるから（74.7%）	図書館には読みたい本があるから（71.7%）	図書館で宿題や勉強をするから（50.4%）	図書館で宿題や勉強をするから（51.7%）
2	一度にたくさんの本をかりることができるから（29.5%）	一度にたくさんの本をかりることができるから（28.7%）	図書館には読みたい本があるから（49.6%）	図書館には読みたい本があるから（43.3%）
3	その他（16.5%）	図書館で宿題や勉強をするから（17.6%）	一度にたくさんの本をかりることができるから（14.7%）	一度にたくさんの本をかりることができるから（13.9%）

【公立図書館に行かない理由】

	小学3年生(n=109)	小学6年生(n=168)	中学3年生(n=172)	高校2年生(n=271)
1	学校で本を借りているから（65.1%）	学校で本を借りているから（47%）	本は買って読むから（47.7%）	本は買って読むから（41.3%）
2	家から遠いから（31.2%）	家から遠いから（31.5%）	家から遠いから（39%）	本を読みたいと思わないから（35.1%）
3	その他（13.8%）	本を読みたいと思わないから（31.0%）	借りたり返したりするのが面倒だから（36%）	家から遠いから（32.1%）

問 1 5 今の学年になってからのことを教えてください。

あなたは、どれくらい学校図書館に行きますか。(1つ選んでください)



回答の割合が多い順（上位3位まで）（複数回答可）

【学校図書館に行く理由】

	小学3年生(n=381)	小学6年生(n=419)	中学3年生(n=288)	高校2年生(n=256)
1	図書館には読みたい本があるから (80.3%)	図書館には読みたい本があるから (67.1%)	図書館には読みたい本があるから (58.0%)	授業で行くから (44.1%)
2	授業で行くから (42.3%)	授業で行くから (43.9%)	教室の近くにあるから (19.4%)	図書館には読みたい本があるから (36.7%)
3	教室の近くにあるから (15.2%)	その他 (11.2%)	授業で行くから (19.1%)	図書館で宿題や勉強をするから (22.3%)

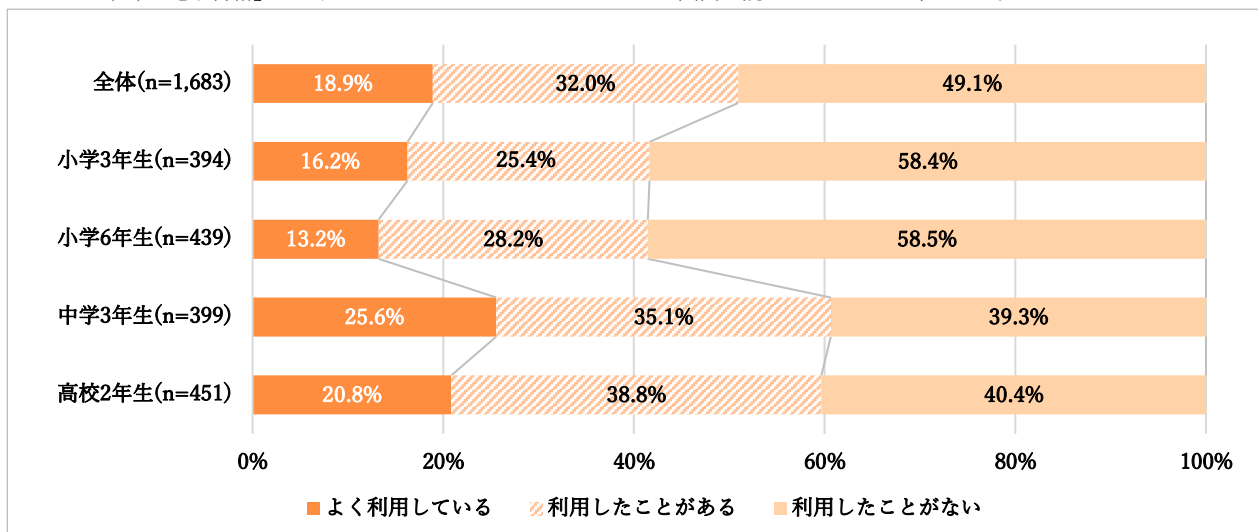
【学校図書館に行かない理由】

	小学3年生(n=11)	小学6年生(n=20)	中学3年生(n=100)	高校2年生(n=195)
1	本は買って読んでいるから (36.4%)	本を読みたいと思わないから (55%)	本は買って読んでいるから (35.1%)	本を読みたいと思わないから (43.1%)
2	本を読みたいと思わないから (27.3%)	・本を読みたいと思わないから	本を読みたいと思わないから (26.1%)	本は買って読んでいるから (22.1%)
3	・学級文庫の本を読んでいるから ・図書館には読みたい本がないから (いずれも 18.2%)	・借りたり返したりするのが面倒だから ・その他 (いずれも 10%)	借りたり返したりするのが面倒だから (15.3%)	借りたり返したりするのが面倒だから (20%)

問18 今の学年になってからのことを教えてください。

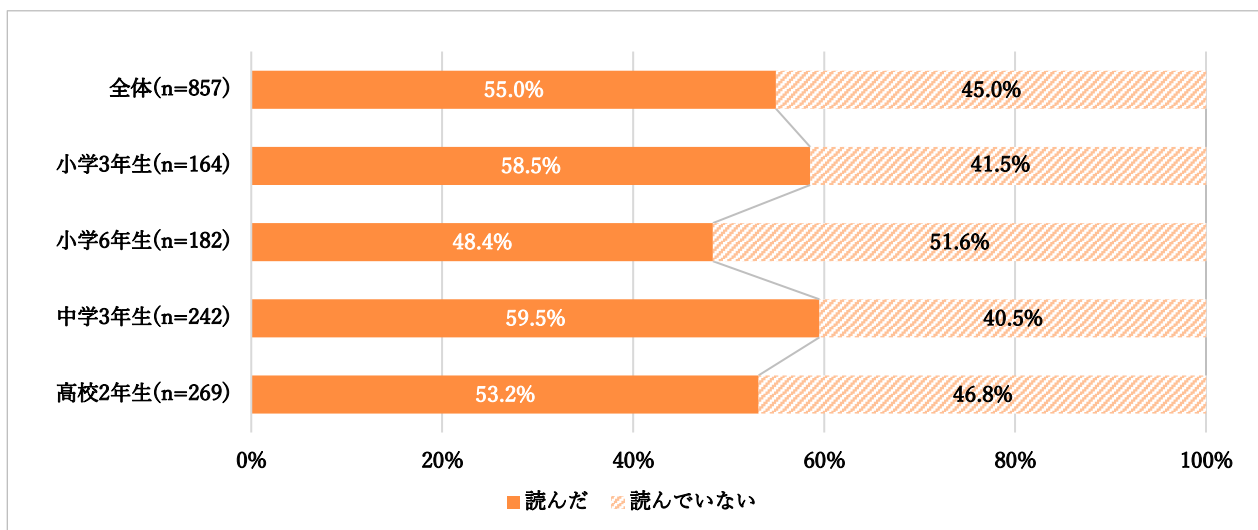
あなたは電子書籍（※）を利用したことがありますか。（1つ選んでください）

（※）「電子書籍」とは、タブレットやスマートフォンなどの画面で読むことのできる本のこと。



問19 問18で「よく利用している」「利用したことがある」と答えた方にお聞きします。

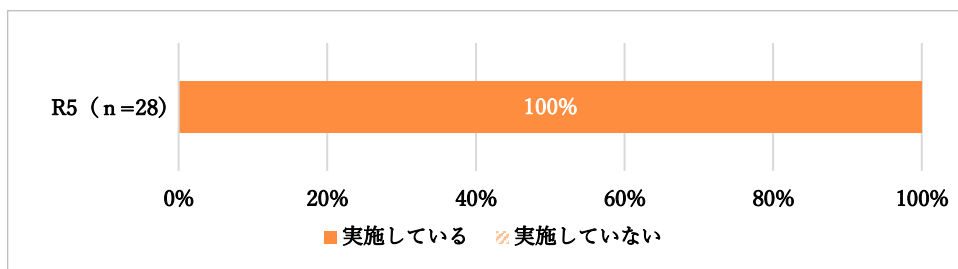
最近1ヶ月の間に、あなたは電子書籍を読みましたか。（1つ選んでください）



【調査対象】幼稚園・認定こども園・保育所

調査対象	幼稚園・認定こども園・保育所
有効回答数（園等）	28

問1 園（所）では読み聞かせを実施していますか。

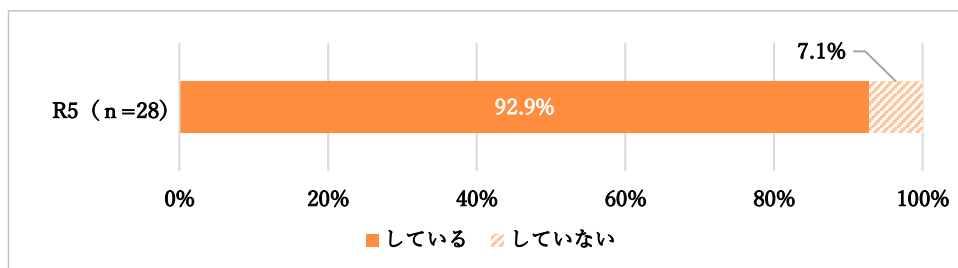


問5 読み聞かせの他に、読書への関心を高めるためにどのような取組をされていますか。（あてはまるものをすべて選んでください）

回答の割合が多い順（上位3位まで）

1	絵本コーナーの設置（85.7%）
2	家庭への絵本の貸出（82.1%）
3	パネルシアター（46.4%）

問6 保護者会や各種通信等を通じて、読書や読み聞かせの意義等を家庭へ説明していますか。



問7 読書活動の推進に取り組む上で特に課題だと感じることは何ですか。（あてはまるものを3つまで選ぶことができます）

回答の割合が多い順（上位3位まで）

1	読み聞かせ等に関する職員研修の充実（53.6%）
2	園（所）で購入する絵本や児童書の選書（46.4%）
3	読書ボランティアとの連携（32.1%）

【調査対象】小学校・中学校・義務教育学校・高等学校

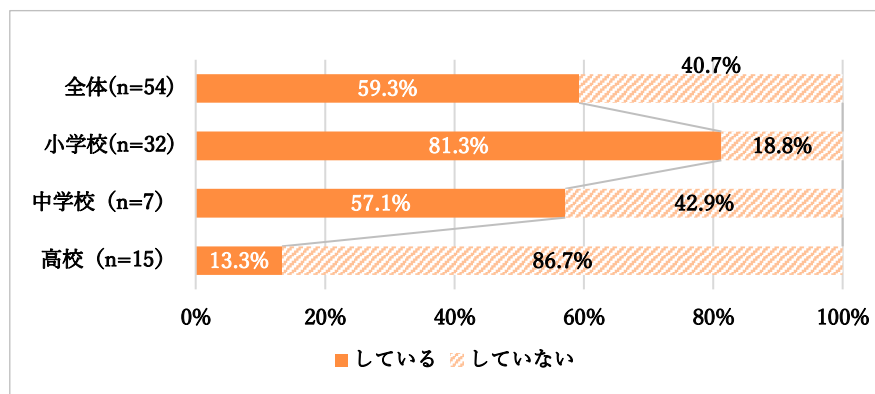
調査対象	小学校・ 義務教育学校	中学校・ 義務教育学校	高等学校	合計
有効回答数（校）	32	7	15	54

問1 子どもたちへ読書の関心を高めるためにどのような取組をされていますか。（あてはまるものをすべて選んでください）

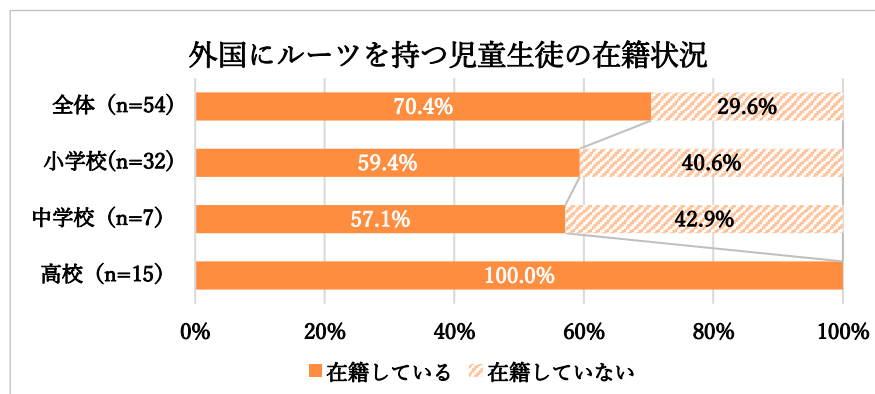
	本の展示	読み聞かせ	ブックトーク	パネル シアター	ビブリオバトル	読書会	読書ボラン ティアとの連携
小学校（n=32）	93.8%	96.9%	65.6%	18.8%	15.6%	0%	96.9%
中学校（n=7）	100%	28.6%	0%	0%	28.6%	14.3%	14.3%
高校（n=15）	93.3%	0%	20%	0%	33.3%	6.7%	0%
合計（n=54）	94.4%	61.1%	44.4%	11.1%	22.2%	3.7%	59.3%

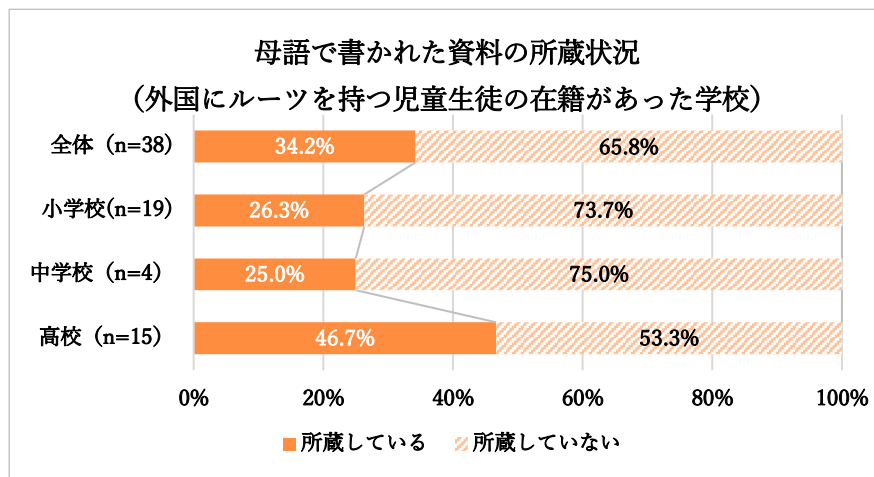
	おすすめ本の 紹介	学級文庫の 設置	授業での図 書館利用	朝読書等の 一斉読書	図書館の利用ガ イダンス	特に行って いない	その他 （自由記入）
小学校（n=32）	96.9%	87.5%	93.8%	96.9%	87.5%	0%	3.1%
中学校（n=7）	100%	71.4%	100%	100%	100%	0%	28.6%
高校（n=15）	100%	46.7%	93.3%	53.3%	100%	0%	20%
合計（n=54）	98.1%	74.1%	94.4%	85.2%	92.6%	0%	11.1%

問2 保護者会や各種通信等を通じて、読書や読み聞かせの意義等を家庭へ説明していますか。（1つ選んでください）

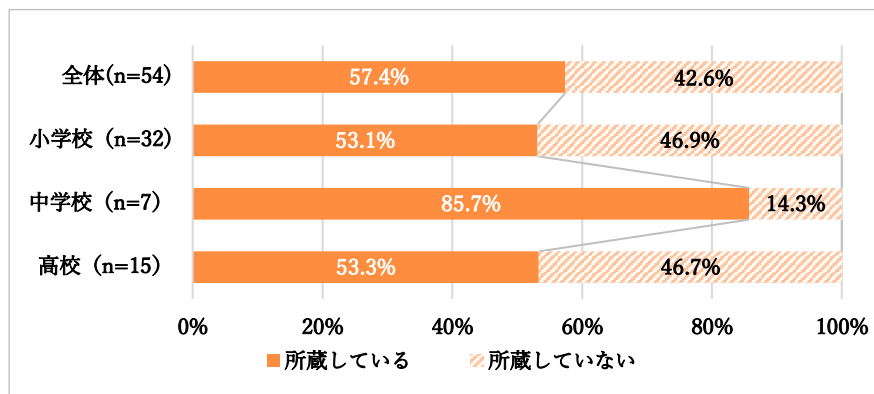


問3 外国にルーツを持つ児童生徒のために母語で書かれた本を所蔵していますか。（1つ選んでください）

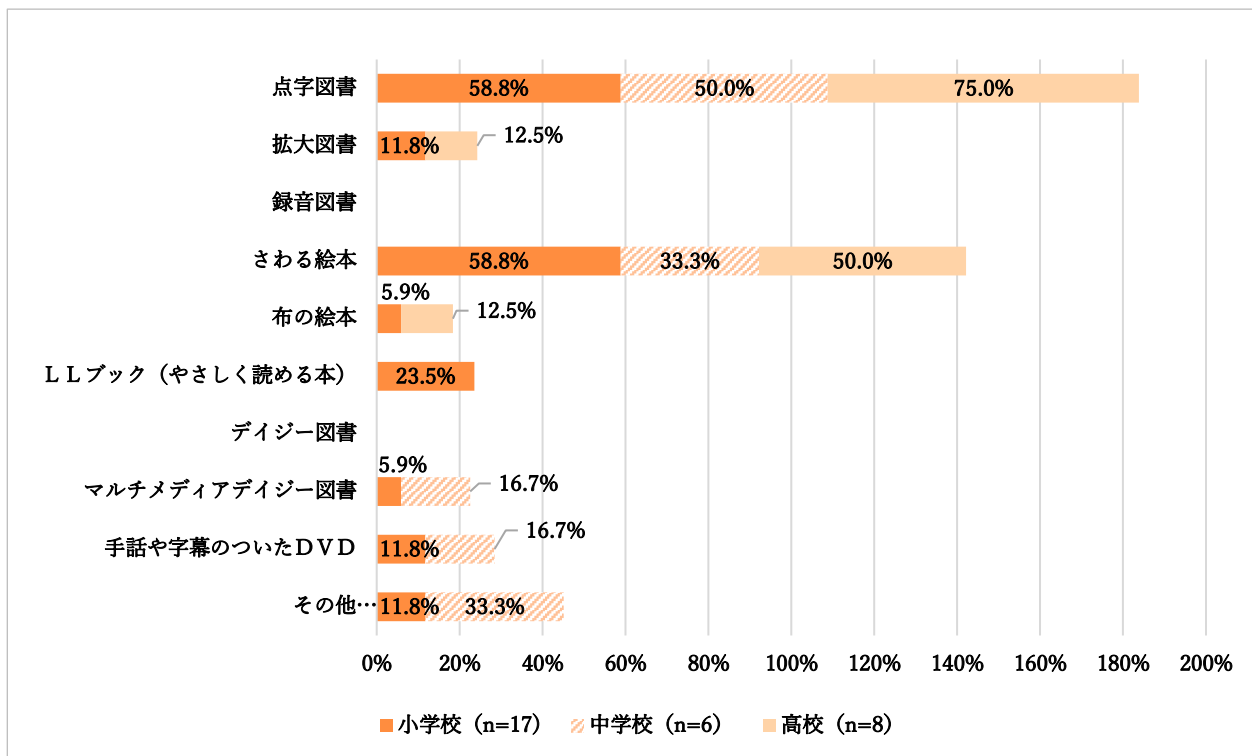




問5 障がいの状態や特性等を考慮した資料を所蔵していますか。(1つ選んでください)



**問6 問5で「所蔵している」と回答した方へお聞きします。
(6-1) 所蔵している資料についてあてはまるものすべてを選択してください。**



鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン 第5次計画

令和7年3月

発行：鳥取県教育委員会事務局社会教育課

〒680-8570 鳥取市東町1丁目271番地

電 話：0857-26-7518

ファクシミリ：0857-26-8175

